

消費者被害注意報

No. 64

「点検に来た」という業者の言葉には要注意！

事例 7日前、見知らぬ業者が「屋根の点検を無料でしてあげる」と自宅に訪した。近所の家の工事も行っているというので安心して見てもらったところ、「瓦の漆喰にひびが入ったり崩れている箇所がある」と言われた。補修工事を勧められたが、業者の提示した見積額が高額であったため迷っていると、「このままではひびが広がって雨漏りするかもしれない」と言われ、不安になり、契約した。別の業者に問い合わせたところ、もっと安い金額でできると言われた。契約をやめることはできるか。



＜相談員のアドバイス＞

屋根など家屋の点検をしてみると言って突然来訪し、高額な補修工事をさせる手口が増えています。この契約は、訪問販売に該当し、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、工事が完了していてもクーリング・オフができるため、はがきなどの書面に必要事項を記入し、**両面コピーを取った後、特定記録郵便など、記録の残る方法で送付する**よう伝えました。

「すぐに修理しないと雨漏りする」などと言われ、高額な屋根工事の契約を勧められても、**他の業者に点検や見積もりをさせるなど、業者の言うことをうのみにせず、見極める必要があると助言しました。**

見守りのポイント

- 突然見知らぬ業者が「〇〇を無料で点検する」と訪問した場合は、注意が必要です。「瓦が崩れている」などの説明が事実ではない場合もありますので、**安易に家に入れないようにしましょう。**
- 本当に必要な契約かどうかわからない場合は、慌てずに**家族や信頼できる周囲の人に相談しましょう。**
- 一度契約すると、次々に別の契約を迫られるケースもあります。「今だけこの価格」と言われても、**その場で契約せず、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。**
- 「見慣れない人が頻繁に出入りしている」などはこうした被害のサインかもしれません。周囲の人が、本人に声掛けをし、話しなどを聞いてみましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111